

西区防災関連物品貸出要綱

制 定 令和4年4月1日 西総第1946号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市西区（以下「西区」とする）が保有する防災関連物品（以下「物品」とする）の貸出し等に関し、必要な事項を定める。

（貸出し）

第2条 貸出しをする物品は、西区が保有する別表に掲げる物品とする。

（貸出対象者）

第3条 西区内の自治会・町内会、マンション管理組合等を貸出対象者とする。

（貸出要件）

第4条 貸出対象者が実施する防災訓練や防災啓発イベント等、防災に関する活動に利用すると認められる場合に限る。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、原則として14日以内とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、西区長が必要と認めるときは、この限りではない。

（貸出しの範囲）

第6条 貸出しの範囲は原則として本体に限る。燃料等の消耗品については、物品の貸出しを受けようとする者（以下「借用希望者」とする）が用意するものとする。

（受付）

第7条 借用希望者は、物品の使用予定日の前3ヶ月から使用予定日前日までに防災関連物品貸出申請書（第1号様式）にて貸出申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

2 前項の申請が同一時期に、同一物品に重複してなされた場合、原則として先着順に承認するものとする。

3 物品の貸出し及び返却は、原則として借用希望者が来庁により行うものとする。

(貸出しの拒否)

第8条 物品の貸出しにあたり、次の各号に該当するときは、貸出しを行わないこととする。

- (1) 西区が物品の利用を予定しているとき。
- (2) 西区長がその利用を不相当と認めるとき。
- (3) 他の利用者に、著しく迷惑をかける恐れがあると認められるとき。

(賠償責任)

第9条 借用希望者は、使用期間中、善良な管理のもとにこれを使用しなければならない。

- 2 借用希望者は、貸出しを受けた物品を故意に損傷または滅失したときは借用希望者の負担において修理し、またはその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、西区長がやむを得ないと認めるときはこの限りではない。

(免責)

第10条 西区長は、物品の誤った使用方法により生じた事故又は貸出し中における物品の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(災害発生時の特約)

第11条 借用希望者は、災害発生等、物品について緊急の必要性があると認められる場合において、物品の返却に応じなければならない。

(その他)

第12条 その他、この要綱に定められていない事項については、その都度協議を行うものとする。

（申請先）

令和 年 月 日

西 区 長

防災関連物品貸出申請書

【申請者】

団体名	
代表者名	
連絡先	

【貸出物品】

物品名	数量	物品名	数量
HUG セット	/3	ガス式発電機（エネポ）	/3
防災カードゲームシャッフル	/9	ポータブル電源 （JVC BN-RB62-C）	/1
感震ブレーカーサンプル	/1	コードリール	/3
家具転倒防止キット（模型）	/1	ダンボールベット	/1
投光器	/3	簡易トイレ設置セット	/1

【貸出期間（最大14日間）】

貸出日	令和 年 月 日（ ）	（訓練実施日 月 日）
返却日	令和 年 月 日（ ）	

【利用目的】（該当項目にチェックをお願いします。）

利用目的	
<input type="checkbox"/> 防災訓練	<input type="checkbox"/> 啓発イベントの実施
<input type="checkbox"/> その他（	）

西区役所総務課 防災担当

TEL 320-8310 FAX 322-9847

Mail ni-bousai@city.yokohama.jp